記

一　著作物の題号、著作者の氏名及び著作物の補償金の額　別表一から一二参照　別表一から一二参照　別表一から一二参照

二　利用者の住所及び氏名　東京都千代田区紀尾井町三番二三号文藝春秋ビル新館五階公益社団法人日本文藝家協会内　オーファンワークス実証事業実行委員会（委員長　三田誠広）

三　利用方法

①　墨田区立図書館が、電子的に複製し、同館のウェブサイトにおいて公衆送信する。送信期間は一〇年を限度とする。（別表一参照）

②　荒川区が吉村昭記念文学館において展示するために、展示用映像、レプリカ及びパネルとして複製し、また、ＤＶＤに複製し公衆に譲渡する。（別表二参照）

③　学校法人駿河台学園が、教材において複製する。（別表三参照）

④　学校法人河合塾が、教材において複製する。（別表四参照）

⑤　株式会社Ｚ会が、書籍及び教材において複製する。（別表五参照）

⑥　岐阜県図書館が、自ら運営するウェブサイト及び同館内において五年間公衆送信し、左記に加えて必要に応じて一年を単位として送信期間を延長し、複製して二か月間同館内に展示し、三〇部複製して来館者に無償で譲渡する。（別表六参照）

⑦　錦織功政氏が、書籍において複製する。（別表七参照）

⑧　日本赤十字社徳島県支部が、書籍において複製して公衆に譲渡し、新聞記事において複製する。（別表八参照）

⑨　駿台文庫株式会社が、出版用教材において複製する。（別表九参照）

⑩　株式会社東北新社が、ビデオグラムとして複製して公衆に譲渡し、一年を単位としてストリーミング形式の公衆送信を行う。（別表十参照）

⑪　株式会社講談社が、電子書籍として複製し、ダウンロード形式の公衆送信を行う。送信期間は一年間を限度とする。（別表十一参照）

⑫　株式会社毎日新聞社が、展示資料として複製する。（別表十二参照）

四　補償金の総額　①　一〇、三六八円
②　四八〇、二七六円
③　一一〇、一六〇円
④　八三、七〇〇円
⑤　一四、〇四〇円
⑥　二八、九四三円に加え、送信期間を延長する著作物数に応じ別表六のとおり
⑦　三一、〇〇〇円
⑧　二二、六八〇円
⑨　六、六二三円
⑩　八一、九七二円に加え、配信事業者数に応じ別表十のとおり
⑪　一二、一五〇円
⑫　四七、七三六円

裁定により利用を認める著作物とその利用方法及び補償金の額

（別表１）

利用方法：墨田区立図書館が電子的に複製し公衆送信する

No.	題号	著作者	図書館書誌番号	内容	1年あたりの利用単価（税抜・単位：円）	利用年数	補償金の額（税込・単位：円）
1	不明	不明	01845	両国駅より蔵前橋方面を望む	10	10	108
2	不明	不明	01846	両国駅	10	10	108
3	不明	不明	01848	朝日麦酒吾妻橋工場と吾妻橋	10	10	108
4	不明	不明	01901	両国日活	10	10	108
5	不明	不明	01905	京成荒川駅	10	10	108
6	不明	不明	01907	江戸川上水道鉄橋	10	10	108
7	不明	不明	01908	北十間川から押上駅をみる。京成橋。	10	10	108
8	不明	不明	01909	京成押上駅	10	10	108